

合衆国国務省

ビルマ

人権状況に関するカントリーレポート — 2002 年

民主主義・人権・労働局発表

2003 年 3 月 31 日

ビルマは極めて権威主義的な軍事政権によって統治されている。1962 年、ネ・ウィン將軍は公選の文民政府を倒し、多数民族集団が支配する圧制的な軍事政府を樹立した。軍は 1988 年、民主主義を求めるデモを容赦なく弾圧し、タン・シュウェ元帥が率いる軍事政権「国家平和・発展評議会（SPDC）」が全権を掌握した。それ以来、SPDC は命令による統治を行っている。司法は独立しておらず、実効的な法治も行われなかった。

政権は広く浸透した治安組織「最高軍事情報局（OCMI）」による厳しい軍政を敷いた。支配は、政府職員と一般市民の監視、政治活動家への嫌がらせ、脅迫、逮捕、拘留、身体的虐待および一般市民の外国人との接触制限を通じて行われた。SPDC は、秩序と国家統一を維持するために必要として、その治安措置を正当化した。治安部隊要員は数多くの深刻な人権侵害を犯した。

ビルマの人口はおよそ 5,000 万人である。同国はきわめて貧しく、1 人あたり年収は約 300 ドルと見られる。40 年に及ぶ軍政とミスマネジメントにより、貧困が広がり、保健状態は悪化し、教育水準は低下した。基本的に農業国であるビルマは、豊富な鉱業、漁業および林業資源も有する。経済に対する国家の幅広い影響力、腐敗の蔓延および劣悪なインフラにより、経済状況は急速に悪化している。

政権の人権遵守状況は極めて悪く、深刻な侵害を多く犯しつづけている。国民には政権を変える権利がない。少数民族居住地域では、治安部隊が法の手続きを踏まない殺害とレイプを犯し、住民を強制的に移動させ、強制労働を用い、子どもの徴兵を行った。失踪事件は相次ぎ、治安部隊要員は受刑者と拘留者に対する拷問、殴打その他の虐待を繰り返した。国民は不服申立てのできない独断的な逮捕を受けている。政権に反対する政治的意見の表明により逮捕および拘留された者は多数に上る。SPDC は政治的活動を理由に、年内に NLD メンバー数人を含む 45 人程度を逮捕したが、ほとんどは数日以内に釈放された。政府はまた、2000 年に NLD との話し合いが始まって以来、政治犯 550 人程度を釈放した。年末時点

で服役中の政治犯（少数民族武装集団のメンバーと支援者を含む）は 1,300 人と見られる。服役条件は相変わらず過酷で、生命を脅かすほどであるが、赤十字国際委員会（ICRC）にアクセスが認められるようになってからは、状況が改善した刑務所もある。司法の独立は認められていない。

SPDC は言論、報道、集会、結社および移動の自由を厳しく制限しつづけた。年内には、民主化を要求する政治活動の容疑者と被告が、日常的な監視と頻繁な嫌がらせを受けた。軍事政権は信教の自由を制限し、他の宗教よりも仏教を強制的に促進し、宗教的少数者に制約を加えた。同国の少数派イスラム教徒の抑圧は続いたが、イスラム教徒に対する暴行事件は昨年と比べ減少した。軍事政権は国民のプライバシーを頻繁に侵害した。治安部隊は国民の移動と通信の組織立った監視を続け、令状なしに家宅捜索を行い、正当な補償も法的救済手段もなく、人々を強制的に移転させた。SPDC はまた、少数民族武装集団から一般市民の支持基盤を奪うため、数多くの少数民族集団の移転を強制しつづけた。軍事政権は引き続き、移動の自由、特に女性の国民による海外旅行を制限した。政府は 5 月 6 日、反体制派の指導者で国民民主連盟（NLD）の書記長アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁をほぼ 20 ヶ月ぶりに解き、国内での移動を許可した。政府はまた、NLD 活動家に対する規制を緩め、アウン・サン・スー・チーに対して原則的に、外国政府および国際機関の代表との会談を許可した。政権は NLD 事務所にいる NLD 活動家のほか、全国のその他政党の活動も厳しく監視した。軍事政権は NLD を合法組織として認めたが、治安措置、嫌がらせおよび脅迫を用いて、その活動を厳しく制限した。NLD の事務所は全国に 300 ヶ所あるが、そのうち約 90 ヶ所の再開が許可された。SPDC は国内の人権組織の独立的な活動を認めず、全体的に、外部からの国内の人権状況の精査に対して引き続き敵対的であった。しかし、2001 年と年内には、ビルマにおける人権に関する国連特別報告者に対し、国内での調査活動を許可している。また、国際労働機関（ILO）に対しても、ラングーンに連絡事務所の設置を許可した。女性に対する暴力と社会的差別は、少数派教徒と少数民族に対する差別と同様、依然として問題となっている。障害者を差別する政策はとられなかった。政権は労働者の権利の制限と労働組合の禁止を続け、強制労働による公共事業と駐屯軍支援を行った。子どもの強制労働を含むその他の強制労働は、最近になってこれを非合法化する条例が出されたものの、引き続き深刻な問題となっている。SPDC 軍が一般市民を運搬人として徴用すること（それに伴う虐待、病気、および、場合によっては死亡）は、SPDC による子どもの徴兵とともに、引き続き当たり前の慣行となっている。売春目的での女性と少女を

はじめとする人身売買も、潜在的被害者に対する危険を周知させようとする政権の取り組み強化にもかかわらず、幅広く続けられている。

カレン民族同盟 (KNU)、カレン民族進歩党 (KNPP) およびシャン州軍南部隊 (SSA) を含む少数民族武装集団についても、より小規模ではあるが、人権侵害を犯しているとの報告がある。虐待の具体例としては殺害、レイプ、強制労働および子どもの徴兵があげられる。

人権の尊重

第1節：以下からの自由を含む人間の完全性の尊重

a. 生命の独断的あるいは不法な奪取

アムネスティー・インターナショナル (AI)、ならびに、シャン人権財団 (SHRF)、カレン人権グループ (KHRG) など少数民族の武装抵抗集団およびそれらの関連集団は年内、国境地域および民族抵抗地域において、軍隊が財産の没収あるいは拷問の上で、一般市民を殺害した事件を数多く報告した (第1節 g および第5節を参照)。外国のオブザーバーによる面談でも、同じような虐待行為が明らかになっている。

6月の報告書「ミャンマー：反乱地域における治安の欠如」で、AIは1月30日、タイ国境付近で6人のシャン州民が殺害されたことを伝えた。この6人の村人は1996～97年、SPDC軍によって故郷の家を追われており、タイへの不法入国を試みた際に SPDC 軍によって物を奪われ、殺害されたとのことである。報告書によれば、この殺人は反乱鎮圧活動と無関連と見られる。4月28日、KHRGは、最近カレン州の故郷から追放された村人が、SPDC軍に寝込みを襲われたと伝えた。10人が射殺されたが、うち6人は子どもであった。他に9人が負傷したが、その中には妊婦が1人含まれていた。5月10日、負傷者の1人が死亡した。政権側は、被害者が民族武装集団との戦闘に巻き込まれたと主張した。SHRFの報告によれば、シャン州軍 (SSA) が SPDC 軍を攻撃し、1人の兵士が死亡した報復として、9月21日、SPDCの部隊がシャン州のコラム村を襲撃した。これらの報告については、独立の情報源からの裏付けが取れていない。

兵士による虐待はまた、軍の運搬人および労務者として徴用された人々の死因ともなっている。各方面から、肉体的に働けなくなった運搬人や労務者が、治療を施されないまま

遺棄されたり、殺されたりしているとの未確認情報が寄せられている（第6節c.を参照）。

KNU からの報告によれば、2001 年には SPDC 軍により、テナセリム地区のタボイ刑務所から少なくとも 200 人が労務者として徴用され、前線キャンプの建設に従事させられた。受刑者は 5 人ずつ縛り付けられ、40 人の兵士がこれを監視した。受刑者の体力が弱り、働けなくなると、このうちの 11 人が射殺された。年内にも、軍がシャン州の刑務所から 300 人以上を運搬人として徴用したという信頼できる報告がある。過去の殺人あるいはその他の虐待に関与した兵士が、年内に捜査あるいは刑罰の対象となったという報告はない。

虐待と医療の不足により、受刑者が刑務所や強制収容所で、あるいは、釈放直後に死亡している（第1節c.を参照）。7月31日、パラウン解放戦線の長官アイク・パウンがモウルメイン刑務所で死亡した。胃が膨れ上がっていたにもかかわらず、入院も何らかの治療もまったく行われなかったとの由である。9月には、政治犯のアウン・マイ・トゥーが拘留中に出血性潰瘍で死亡した（第1節c.を参照）。10月には NLD のシャン州副議長ウ・サイ・パーが拘留中に死亡した。死因は脳マラリアと伝えられている（1節d.を参照）。

いくつかの民族武装集団による殺害も報告されている。SPDC によれば、4月15日、KNU はカレン州ミヤワディーで乗客用三輪自転車を爆破し、5人が死亡、31人が負傷した。KNU は事件への関与を否定している。

b. 失踪

一般市民と政治活動家は数時間から数週間、あるいは、それ以上の期間の「失踪」を続けており、二度と戻って来ない者も多かった。このような失踪は一般的に、政府当局が家族も知らないうちに尋問のための拘留を行ったり、SPDC 軍が、多くは家族も知らないうちに、一般市民を運搬あるいは関連の業務のために徴用したりするためとされている（第6節c.を参照）。尋問のために拘留された者は間もなく釈放され、家に戻るが多かった。しかし、運搬人として SPDC 部隊が徴用した者、および、労務者あるいは運搬人とされた受刑者の行方は不明のままのことが多かった。運搬人を務めていた一般市民が殺されたとする報告もあった（第1節a.を参照）。一般的に、家族が失踪者の行方を知ることができるのは、仲間の受刑者が生き延び、後になって家族に情報を提供する場合のみであった。SHRF によれば、8月、山菜採りから戻る途中の村人が行方不明になった。SPDC の兵士3人により、ムントン郡区のナー・カウン・ム村にある軍キャンプに連行されたものと見られている。

「民主ビルマの声 (Democratic Voice of Burma)」のコ・タイト・ナインとのインタビューで、政治犯援助協会 (AAPP) 事務局長は、数人の政治犯が軍事政権により秘密裏に処刑されたとした。ナインによれば、2001 年 7 月、7 人の政治犯がバイクの刑務所から連れ出され、処刑されたとの未確認情報がある。ナインはまた、4 月、カウタウンの刑務所から連れ出された受刑者 6 人が、ザテチー海軍基地の東にあるガピヤウジョアウ村で処刑されたとした。

c. 拷問およびその他の残虐な、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いあるいは刑罰

拷問を禁止する法律はあるが、治安部隊要員は受刑者、拘留者およびその他一般市民の拷問、殴打およびその他の虐待を繰り返した。拘留者は日常的に、恐怖を与えて混乱させるための厳しい尋問を受けた。ここ数年間では、受刑者が長時間に及びしゃがんだり、ストレスの多い、居心地の悪い、あるいは、苦痛な姿勢を取ったりすることを強制されたとの報告がある。治安部隊が一般市民に嫌がらせや身体的虐待を働いたとの信頼できる情報も引き続き多数ある。軍隊は日常的に財産、現金および食糧を没収し、運搬人調達のために強制的・虐待的徴用を行った。運搬あるいはその他の労務を強要された人々は極めて過酷な労働条件、殴打および虐待に直面し、そのために死亡することもあった。6 月 7 日から 6 月 20 日にかけて、SPDC は一般市民 130 人以上に対し、シャン州セントゥン付近で運搬人として働くことを強制した。SHRF によれば、少なくとも 7 人が虐待で死亡した (第 6 節 c. を参照)。SPDC の兵士は移転あるいは強制徴用・労働に抵抗した者を殴り、レイプし、殺害した。SPDC の兵士が強制移転となった者、あるいは、外出していた者から財産と所持品を略奪および没収したという報告は数多い。これらの物品はしばしば、軍事施設の建設に用いられた。SPDC 兵士が私有の車両を所有者に対する補償なしに没収し、これを軍用車両として使ったとする報告もある。

本年中には、政府による農民の虐待と搾取についての報告も見られた。これまでは、地域の生産要件を充足しなかったとして、数多くの農民が拘留されていたが、年内にはこのような報告は見られなかった。

3 月初旬、ラングーンのダウンタウンで、ワギ地区 25 世帯の住民が地域の軍司令官から、月末までに家から退去するよう命じられた。古くからの住民を多く含むこれらの人々は、SPDC の高官に申立てを行なったが、聞き入れられなかった。軍の脅迫により、多くの者は、退去した家のおよそ 10% の価値しかないと見られるアパートへの移転を受け入れた。4 月 5

日、当局は軍隊を派遣して残っていた借家人に退去を強制し、拒否した者を逮捕した。家は取り壊されたが、その跡地には、政権と関係のある家族あるいは企業のために新たな住居が建設されるとの由である。

KHRGによれば、5月、SPDC兵士はカレン州の村民から、強制移転を前に金銭をゆすり取ろうとした。兵士は家を焼き、村の長老の大腿部を撃ち、脚部の腱を切るという拷問を加えたほか、その他の村人にも暴行を加えたとの報告がある（第1節f.および第2節d.を参照）。

KHRGの報告によれば、7月11日、テナセリム地区のカメイク村で、兵士が象を探しに出た村人サウ・ポエ・トットに発砲した。親戚が病院に運んだため、彼は一命を取り留めた。

8月17日、ザウ・ミン・オー大尉はカヤー州（カレン州の東）ティミソ郡区のカトリック教徒が多いユソモソ村に侵入し、信頼できる消息筋によれば、4歳の子どもをレイプしたとされている。軍当局は村人に約20ドル（2万チャット）を手渡し、訴えを取り下げるよう求めたとの由である。10月、SHRFの報告によれば、2人のSPDC兵士がカエントウン郡区の川岸で洗濯していた女性をライフルの台尻で殴り、レイプした。兵士は意識を失ったままの女性を川に放り込んだとされている。女性は一命を取り留め、夫とともに村の長老とコミュニティーの指導者に申立てを行った。これについては、警察とSDPC軍当局を恐れ、何の対応も行われなかった。10月にはまた、SPDCの兵士6～7人がムルンカルク郡区で2人の女性をレイプしたと伝えられている。

SPDC兵士は特にシャン、カレニおよびカレンの各州で少数民族の女性をレイプした（第1節g.を参照）。

地方政府職員の腐敗は蔓延しており、人身売買に加担しているケースもある（第6節f.を参照）。

年内には、男女双方が強制労働者として徴用されたが、女性の中には、軍関係者に銃を突きつけられ、レイプされた者もいる（第1節g.を参照）。

刑務所と強制収容所の状況は一般的に厳しく、生命を脅かす状態が続いた。政府の行刑省は全国でおよそ35カ所の刑務所と70カ所の強制収容所を管理している（第6節c.を参照）。刑務所では、食糧、衣服および医療物資が極めて不足していると伝えられる。寝床は床にマットを一枚敷いただけのものであった。受刑者は2週間に1回、面会を許される家族から、基本的な必需品を受け取らざるを得なかった。刑務所内でのHIV／エイズの感染率は、

注射針を使い回しするために、高いと伝えられている。年内には、数人の政治犯の健康状態が悪化し、少なくとも3人の政治犯が拘留中に死亡した（第1節aを参照）。

年内には、数人の受刑者について、刑務所内で十分な医療が施されなかった。あるケースでは、当局が受刑者に適切な医療を施さなかったため、この受刑者は後に死亡した（第1節aを参照）。年内には、政治的活動を理由に1989年から収監されている72歳のジャーナリスト、ウ・ウィン・ティンの健康状態が悪化を続けたとの報告がある。同様に、1989年に逮捕され、数年にわたる隔離と虐待にさらされた学生指導者ミン・コー・ナインの健康状態についても、深刻な懸念が募った。AAPPの報告によれば、5月17日と18日、行刑当局は、刑務所長に不服申立てを行ったとして、バセイン刑務所の政治犯2人に激しい暴行を加えた。AAPPはまた、刑務所内の状況を書いた手紙をこっそりと送ったとして、22人の政治犯がカライ刑務所からカタル刑務所へ移送されたとも報告している。

政権によれば、政治犯と普通犯、少年犯罪者と成人犯罪者、男性と女性はいずれも別々に収容されている。ICRCによれば、政権は、政治犯を重労働の対象とすべきではないと述べている。

本年中、ICRCは国内すべての刑務所を定期的に訪問し、少なくともそれぞれについて年一度の訪問を行おうとした。ICRCの強制収容所訪問は2000年3月に始まり、本年中も続いた。強制収容所はおよそ70ヵ所あるとみられているが、多くは一時的なものであり、特定の作業プロジェクトが完了するまでの間だけ存在する。政権はICRCに対し、医薬品の提供、受刑者との手紙のやり取り、および、受刑者家族の訪問に対する支援など、その従来のサービス提供を認めた。

d. 独断的な逮捕、拘留あるいは国外追放

拘留の合法性を司法が判定するための法律規定はなく、SPDCは日常的に独断的な逮捕と独房監禁を行った。刑法は当局に対し、受刑者が当初の刑期を終えた後に、独断的に刑期を延長することを認めている。

2000年9月から本年5月にかけて、アウン・サン・スー・チーは容疑なしに自宅軟禁となった。政権は同人への訪問を認めたものの、訪問者は統制下に置かれた。

政権は2000年10月にNLDとの話し合いがスタートして以来、550人の政治犯を釈放したほか、人道上の理由でさらに380人の政治犯を釈放したと見られる。しかし、その一方で数人の政治活動家を逮捕した。8月には、パンフレット配布のかどで約20人の活動家が逮

捕された。この 20 人の学生のうち少なくとも数人は尋問中に殴られたが、逮捕後 10 日程度で釈放された。ラングーンの市庁舎で抗議行動を行って逮捕された 2 人の学生は、数週間の独房監禁の後、国家転覆罪で懲役 14 年の刑を宣告された。家族と NLD は、その状況について SPDC に再三問い合わせたものの、対応はなかった。8 月 22 日、NLD メンバーの学生 2 人がラングーンで、不法出版物所持のかどで逮捕された。報告によれば、裁判では十分な法定代理人が得られず、懲役 3 年の刑が宣告された。9 月 13 日には、ウ・サイ・パーおよびウ・サウ・ナン・ティの NLD 幹部 2 人がシャン州のセントウンで逮捕された。現地住民と政府のコメ配給枠増大について話し合っていたのが逮捕理由とされている。彼らは 10 月 10 日に裁判を受けることになっていたが、そのうちの 1 人、シャン州の NLD 副議長ウ・サイ・パーは 10 月 9 日、拘留中に死亡した。死因は脳マラリアとの由である。トゥ・サウ・ナン・ティは懲役 7 年の刑を受けた。9 月、政権はラングーンで少なくとも 30 人の政治活動家を逮捕した。その中の 1 人、1990 年の選挙で国会議員 (MP) に当選した NLD のウ・ラ・トゥンは、1999 年に刑務所から釈放されて以来、NLD での活動を行っていなかった。他の逮捕と同様、これらの事件についての情報も不十分である。逮捕については公式の発表はなく、情報は、逮捕の目撃者、あるいは、当局から身内の逮捕を知らされた家族から得られるのみである。

容疑が固まるまで、拘留者が弁護士や家族に面会できることはほとんどない。容疑が固まった後でも、拘留者が弁護士を利用できることはほとんどない。政治犯の拘留者が保釈金で釈放されることはなかった。一部の政治犯拘留者は長期にわたり独房監禁された。

9 月、アウン・マイ・トゥーが刑法により刑期を 6 度延長された末、拘留中に死亡した (第 1 節 a. を参照)。年末時点で、約 50 人の政治犯が刑期の延長を受けている。中でも、以前の政治活動家で学生指導者のミン・コー・ナインについては、健康状態の悪化が報告されている (第 1 節 e. を参照)。マンダレーでは、ザウ・ミン、ネ・ウィン、ウ・ティン・アイエ・トゥー、ウ・ティン・ミイント、ウ・ティン・アイエ、ウ・キン・マウン・タント、ウ・ザルニ・アウン、ウ・ティン・タン・オー、ウ・チャウ・セイン・マウン、ウ・ナイン・ミイント、ウ・タイ・ニユントおよびソエ・ミイントの 11 人の受刑者が刑期を終えたが、釈放されなかった。

アウン・サン・スー・チーと SPDC の間で信頼醸成のための話し合いがスタートした 2000 年 10 月以来、SDPC は NLD に対する拘留・脅迫活動を緩めている。2001 年 6 月、政権は NLD の政治犯を「迎賓館」と刑務所から釈放し始めた。年末までに、釈放者の数はおよそ

550 人に及んだが、その中にはほとんどの NLD 拘留者、および、NLD 中央執行委員会 (CED) の全メンバーが含まれていた。しかし、ICRC によれば、年末時点での「治安拘留者」は 1,300 人を超えている。うち、依然として抑留中の NLD メンバーはおよそ 170 人に上るが、その中には (NLD) 国会議員当選者が 17 人含まれている。また、政治犯 1,300 人の中には、民族指導者、民族抵抗集団 (武装集団を含む) の支持者、NLD 以外の政治家、弁護士、ジャーナリストおよび学生も含まれている (第 1 節 e. を参照)。

当局は一般市民と政治活動家の拘留を続けた。中には治安部隊の手によって、場合によっては一時的に失踪させられた者もいる (第 1 節 b. を参照)。

本年中、当局は外国ジャーナリストの拘留あるいは国外追放を行わなかった。

憲法は国外強制退去を規定しておらず、政権もこれを利用しなかった。

e. 公正な公判の否定

司法は軍事政権から独立していない。軍事政権は最高裁判事を任命し、最高裁判事は軍事政権の承認により、下級裁判所判事を任命する。これらの裁判所は、軍事政権が施行する命令によって裁判を行うので、命令は事実上、法律としての効力を有する。裁判所は郡区、地区、州および全国のレベルで設置されている。

本年中、政権は命令による統治を続け、公正な公判あるいはその他の権利を規定する憲法の条項による拘束を受けなかった。英国統治時代の法制度の遺産は公式には引き継がれているものの、裁判制度とその運用には、特に政治的事案の取扱いについて、依然として深刻な欠陥が多い。緊急事態対応法、非合法結社法、常習犯法および破壊主義者の危険からの国家防衛に関する法律など、極度に広範な規定を有する法律が乱用され、政治目的で裁判所が動かされていることから、一般市民は引き続き、公正な裁判を受ける権利を剥奪されている。腐敗の蔓延はさらに、司法制度の中立性を損なっている。

被告弁護人による代理を受ける権利など、いくつかの基本的な適正手続き権は、刑事事件では一般的に尊重されているものの、政権が特にセンシティブと考える政治事件では守られていない。刑事事件において、被告弁護人は一般的に、証人の喚問と反対尋問を認められている。しかし、その主たる目的は、裁判官と交渉して、被告の刑期をできるだけ短くすることにある。信頼できる消息筋によれば、軍事当局の幹部は、証拠や法律に関係なく、判決を左右している。さらに、政治事件では裁判が公開されない。ただし、本年中には、ネ・ウインの孫が絡む事件、および、アウン・サン・オーとアウン・サン・スー・チ

一が絡む事件の 2 件について、公判が行われた。報道機関は双方の裁判に出席し、報道を行った。

3 月、74 歳のサライ・トゥン・タン教授が、2001 年 11 月に平和的な抗議集会を計画したとして懲役 7 年の刑に処せられた。その裁判の詳細はおろか、裁判があったという事実さえ公表されていない。

2000 年中、政権は、NLD に助言と勧告を行うことができる独立弁護士を排除しようとする大々的なキャンペーンに着手した。政権は NLD と関係があるとされる弁護士をほぼ全員逮捕し、でっち上げの容疑で有罪とした。中でも、広く尊敬されている非政治的な 77 歳の弁護士ウ・ソエ・ハンは、その他数人とともに逮捕され、懲役 21 年の刑に処せられた。タン・シュウェ元帥とオネ・キン・ニユント書記長に書簡を送り、政治犯の釈放と NLD との対話開始を政権に求めたというのが罪状であった。2001 年、政権は独立弁護士に対するキャンペーンを停止した。年内に NLD と関連があるとして逮捕された弁護士はおらず、NLD メンバーは、弁護士の投獄を恐れることなしに、その助言を得ることができた模様である。しかし、2000 年に投獄された 40 人を超える弁護士のうち、約 20 人は年末時点でまだ釈放されていない。

本年中、政権は NLD メンバーの刑務所からの釈放をゆっくりと続けたほか、1989～90 年以来投獄されている学生活動家の釈放もわずかながら開始した。釈放者のほとんどは、刑期を終えたか、刑期をほとんど終えたか、あるいは、健康状態の悪い受刑者であった。体制に対する罪で有罪となった政治犯数人は、何らかの理由で再逮捕された場合、残っている刑期について服役することを受け入れる合意書に署名させられた。罪状なしに拘留されていた政治犯は、合意書への署名を求められなかった。また、政権とアウン・サン・スー・チーとの話し合いが始まった 2000 年 10 月直後に釈放された政治犯も、前提条件合意書への署名を求められなかった。

ICRC の報告によれば、10 月時点でビルマ国内には「治安拘留者」が 1,300 人いる。AAPP は、約 1,400 人の政治犯がいると見ている。また、一部の政治犯は、刑期を終えたにもかかわらず、引き続き拘留されていることも明らかにした（第 1 節 d. を参照）。1,300 人と見られる政治犯のうち、17 人は 1990 年の選挙で選ばれた NLD の国会議員である。年内に釈放された受刑者の中には、人民議会代表委員会（CRPP）で 4 つの大きな民族集団の代表となっていたウ・アイエ・ター・アウンが含まれている。8 月、政権は 2000 年に逮捕されたウ・アイエ・ター・アウンを釈放した。同人は 3 つの懲役 7 年の刑で服役中、健康状態が急激

に悪化しており、釈放直後に肺腫瘍の手術を受けた。これも重要な政治犯で、1989年に逮捕された著名なジャーナリストおよび作家のウ・ウィン・ティンは、年末までに釈放されていない。同人は72歳で、健康状態はすぐれないと伝えられている。もうひとりの目立った政治犯である学生指導者ミン・コー・ナインは、刑法により刑期を2度延長され、シットウェ刑務所に服役中とされているが、その健康状態は悪化している。本年中には、アウン・マイ・トゥー、ウ・サイ・パー、および、パラウン民族集団の指導者マイ・アイク・パンが服役中に死亡した（第1節 a、第1節 c.および第1節 d.を参照）。

野党は裁判所に提訴し、その政治的権利を認めさせようとしたが、これまで成果は得られていない。2000年4月、最高裁判所は、政権が国会議員当選者を不法に拘留し、その名誉を毀損しているとするNLDの訴えを却下した。最高裁判所は、国家元首が許可を与えない限り、政府職員（この場合は軍事諜報機関の長）に対する事案は取り扱えないと判断した。2000年9月、NLDの弁護士は、民主制への移行に関する公約の遵守を怠ったとして、タン・シュウェ元帥と選挙委員会議長に対する訴訟を提起した。この訴えは2001年、審理なしに退けられた。

2000年10月、政権は外国国籍を有するアウン・サン・スー・チーの兄弟に対し、同人を相手取り、同人が居住する家族の邸宅の半分についての所有権を求める訴訟を提起することを認めた。この事件には政治的な動機があるとの見方が広がっている。なぜなら、政権は一般的に、外国人がビルマ国民に対する請求権訴訟を提起することを認めていないからである。裁判は公開され、数ヵ月続いた。訴えは手続上の不備を理由に退けられたが、政権は原告の兄弟に対し、2度目の訴訟を提起することを認め、10月、この事件の担当判事は、アウン・サン・スー・チーの兄弟は仏教の慣習法により、この財産の相続権を有すると判断した。事件は年末時点で未解決である。

f. 独断的なプライバシー、家族、家宅あるいは信書への介入

憲法はこれらの権利を規定しておらず、当局は一般市民のプライバシー権を侵害している。軍事政権は一般市民の生活に広範かつ独断的な介入を行った。広く浸透した諜報ネットワークと行政手続きを通じ、政権はすべての一般市民の移動を組織的に監視するとともに、多くの一般市民、特に政治活動を行っている者とされる者の活動をつぶさに監視した。

法律は、登録された自宅以外で夜を過ごす者はいずれも、前もって警察に連絡すること、および、住人でない者を迎え入れる世帯はいずれも、来客の一覧表を作成し、これを警察

に提出することを義務づけている。この制限は昨年、幾分緩和されたと見られるが、年内には厳しく執行されたと伝えられている。家宅捜索により、少なくとも 30 人の逮捕が報告されている。

電話サービスも厳しく統制された。治安職員は日常的に、個人的な信書と電話の傍受を行った。当局は一般的に、一般市民に外国の出版物の定期購読を行わせないような措置を講じつづけた（第 2 節 a. を参照）。しかし、政権は 2001 年、衛星テレビ利用に対する統制を緩めたため、一般市民は安価に衛星受像機の登録を行えるようになった。これまで、衛星受像機の登録許可を受けていたのは、政権と特別な関係にあるごく一部の企業と個人のみであった。

政権は、すべての電子通信装置の免許と割当を厳しく統制しつづけ、これをつぶさに監視した。未登録の電話、FAX あるいはコンピュータ・モデムの所持は懲役刑の対象となった（第 2 節 a. を参照）。2000 年 4 月、インドネシア国籍のイラワン・シダリアと 2 人の現地技術者がこの規定により、ラングーンのアジアプラザホテルにインマルサット衛星電話を設置したとして逮捕された。2000 年 8 月、イラワン・シダリアはインドネシアに強制送還された。SHRF によれば、2000 年 6 月、SPDC 兵士がムルントンで約 30 台の携帯電話を没収した。逮捕の報告はないが、兵士は携帯電話の引渡しを拒んだ一般市民を処罰すると脅迫した。また、2000 年 6 月、ミャンマー郵政省は、国内で未登録の携帯電話を利用した者を懲役 3 年および／あるいは罰金約 75 ドル（3 万チャット）の刑に処すと発表した。

私有財産権が弱く、土地所有権の登記も未整備なため、政権による人々の強制的移転が容易となっている。法律は土地の私的所有を認めていない。各種の土地利用権は認められているものの、その多くは自由に譲渡できない。独立後の土地法はまた、土地に対する私権は土地の生産的利用を条件とするという植民地化以前の伝統を復活させた。

歴代の軍事政権は数十年間にわたり、武装民族集団への支援を断ち切るための取り組みの一環として、自治を求める少数民族集団に対し、強制移転の戦略を採用している。このような強制移転は、特にタイとの国境地帯で、年内も続いた。強制移転に伴い、レイプ、処刑、および、村人と SPDC 部隊のためのインフラ整備を目的とした強制労働の要求も行われているようである。商業あるいは公共施設の建設のため、および、場合によっては、国内の治安と政治的支配のために、SPDC は一般市民を「新しい町」へと強制移転させた。このような例は最近、いくらか減少している。新しい町に移転させられた人々は一般的に、インフラ・サポートの大幅な減少に苦しんでいる。移転の対象となった人々は概して、わ

ずかな準備期間で移転せざるを得ないような状況に追い込まれている（第1節 c.および第2節 d.を参照）。

広く尊敬されているタイの私人による9月の報告によれば、1996年以来、2,500を超える村が破壊あるいは強制移転の対象となり、一般市民 60 万人以上が移動を余儀なくされた。この報告では、これら一般市民のうち 35 万人以上は SPDC 支配下の「移転拠点」へと移動させられ、残りの人々は隠れて暮らしているとされている。この慣行は特に、シャン、カヤーおよびカレンの各州、モン州の一部地域およびペゲー管区で蔓延している。これら地域では、数千人の村民が、しばしば故郷の村を焼き払われた末、SPDC の強い支配下にある戦略的地域の居住地に強制移動させられた。また、故郷を逃れたり、追われたりした村人が森に隠れて暮らすケースも見られたが、このような場所には地雷が多く敷設され、十分な食糧も、安全も、基本的な医療も得られないことが多い。

強制移転はしばしば、近隣諸国、あるいは、国内でも政権側の支配が及んでいない地域への大量の難民を生み出した。一部の地域では、軍事政権が元来の少数民族居住地にビルマ人を居住させた。ラキネ州では 2000 年、イスラム教徒が多いいくつかの村を強制移転させ、そこに仏教徒のビルマ人を住まわせた。これらのビルマ人は、ラングーン管区のダゴン郡区から強制移転させられた。その他、軍部隊がカレン人を親政権の民主カレン仏教徒軍 (DKBA) の支配する地域へと強制移転させたり、これを試みたりするケースもあった。

軍部隊はまた、家畜、燃料、食糧物資、養魚池、アルコール飲料、車両、金銭などを日常的に没収した。このような権力乱用が広まったのは、軍事政権が地方司令官に対し、その兵站ニーズを中央当局に頼らず、現地で充足するよう命じた 1997 年からである。その結果、地方の軍司令官は国内全土で金銭、食糧、労働および建設資材の供出を強要することが多くなったのである（第1節 c.および第6節 c.を参照）。

軍と反乱部隊の双方が人道法に反し、子どもの徴兵を含む強制徴用を行った（第1章 g. および第6章 c.を参照）。

政府職員は一般的に、政党への加入あるいは支援を禁じられているが、この禁止措置は選択的に適用された。政権の大衆動員組織「連帯・発展協会連合 (USDA)」の場合、政権は強制と脅迫により、ほとんどすべての公共部門従事者を含む多くの人々を連合に加入させ、政権を支持する会合に参加させた（第2節 a.を参照）。

これまで、高官を含む政府職員は、子どもが政治犯とされた場合、政権は親の責任を問うことができると繰り返し警告してきた。しかし、年内にこれが行われたとの報告は入っ

ていない。

政権の諜報機関はまた、外国人の動きを監視し、外国人との会話について一般市民の尋問を行った。政府職員は一般的に、外国人と会う場合、事前の許可の取得を義務づけられた。国際 NGO は年内、すべての現場訪問に（NGO 側の費用負担で）担当省庁の代表を付き添わせることを正式に義務づけられた。しかし、この要件は実際的に充足不可能と見られ、完全には執行されなかった（第 4 節参照）。

女性の国民は外国人との結婚を正式に禁じられた。しかし、この禁止規定は執行されなかった。

g. 内戦における過剰な武力使用と人道法違反

1948 年の独立以来、SPDC 軍は様々な民族反乱勢力と戦ってきた。民族抵抗集団は自治の拡大、あるいは、場合によってはビルマ人が支配する国家からの独立を求めてきた。1989 年以来、17 の集団が政権と停戦協定を結んでいる。これらの協定により、抵抗集団は自らの軍を維持し、それぞれの民族が主として居住する特定領域内で一定の行政機能を担っている。しかし、一部の集団は抵抗活動を続けている。KNU は国内東部および南部のカレン人が多い地域で抵抗作戦を続けた。カヤー州では、1995 年に成立した停戦が崩れて以来、KNPP が政権との戦闘を再開している。

5 月、SHRG とシャン女性行動ネットワーク（SWAN）は、軍がシャン州の少数民族に対する戦争の体系的な手段としてレイプを行っているとは非難した。この報告には、1992 年から 2001 年にかけて、54 の軍大隊の兵士が 625 人の女性と少女に対して働いた 173 件のレイプあるいは性暴力が示されていた。レイプが残虐であること（報告によれば、25%のレイプ事件で女性が死亡）、将校によるレイプが多いこと（80%）、および、その処罰が行われていないことからして、報告は、シャン人を恐怖に陥れ、服従させるために、軍事政権がレイプを容認していると結論づけた。シャン州その他における軍によるレイプと性暴力については、これを裏付ける報告がある。その中には、信頼できる外国の消息筋が記録したレイプ被害者自身による証言も含まれている。国際難民救済協会による報告書によれば、SPDC 兵士による少数民族女性のレイプは、カレン、モンおよびカレニ地域でも広く発生している。

SPDC はこの報告を否定し、3 回の内部調査を命じた。8 月、軍事政権は、レイプに関わった兵士はいないとした。10 月、軍事政権は、申立てについての調査を続行中であるが、

SHRF/SWAN 報告書にあるようなレイプ 5 件について証拠をつかんだと述べた。政権は、この調査に関する報告書を国際社会と国連特別報告者のパウロ・セルジオ・ピニエイロに提出するとした。しかし、ピニエイロによれば、調査を行ったのは、人権侵害の調査について特別な技能も経験も持たない SPDC の軍事要員とその他職員であった。調査は、軍関係者が組織し、前もって準備された地方職員との大規模な集団的パブリック・ミーティングによって行われたとの由である。政権に対しては引き続き、申立てについての独立した調査を認め、軍によるレイプと性暴力を防止する適切な措置を講じるよう、国際的な圧力がかけられている。

シャン州の中部と南部では、政府軍が SSA との交戦を続けた。軍は同地域に住む村人を SPDC 支配地域に強制的に移転させるプログラムを続行したが、それに伴い殺害、レイプおよびその他一般市民の虐待も行われた模様である。AI によれば、タイで面談を行ったシャン州出身の一般市民のうち 90% は、過去 18 ヶ月以内に軍から無償の労働を強制されたと述べている。

タイとの国境紛争は本年中、タイとの国境地帯に住む民間人の窮状をさらに悪化させた（第 2 節 d. および第 6 節 c. を参照）。

裏付けは取れていないが、信頼できる消息筋によれば、2001 年 1 月、軍の兵士はムルンナイでパラウンの村民を殴り殺し、妻をレイプし、その財産を盗んだ。2001 年 3 月、SHRF によれば、SPDC の兵士はムルントン郡区の女性を輪姦した。同人の叔父はその前に拷問の上、殺害された。これも SHRF によれば、2001 年 4 月、SPDC の兵士はシャン州のナーイン付近で 4 人の村人と出くわした。兵士は米俵を発見し、村人たちがこれを SSA に渡すつもりだったのではないかと言いがかりをつけた。兵士は男性たちを縛り上げ、女性を別の場所に連れて行ってレイプしたとされている。兵士はその後、この地域の村人に対し、4 人を釈放して欲しければ、多額の罰金を支払うよう要求したと伝えられている。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) によれば、SPDC 軍は孤児とストリートチルドレンをはじめ、早ければ 11 歳から子どもの徴兵を行った（第 5 章を参照）。

活動を続ける抵抗集団としては、チン民族戦線、ナガ民族評議会、アラカン・ロヒンギヤ連帯機構 (ARNO)、SSA 南部隊および KNU（系列のカレン民族解放軍を含む）があげられる。抵抗集団のメンバーの中にも、深刻な人権侵害を犯した者がいる。例えば、政権によれば 2001 年 12 月、KNPP はロイカウ郡区で、部隊への加入を拒否した 7 人の村人を殺害した。政権はまた、KNU と SSA がシャン州とカレン州の全土で殺害と爆撃を行い、子ど

も兵士を徴用していると非難した。UNICEF、AI および HRW の報告によれば、SPDC 軍も抵抗集団も子ども兵士の徴用を行っている（第 5 節参照）。

第 2 節：以下を含む市民的自由の尊重

a. 言論および報道の自由

法律は政権に対し、言論の自由と報道の自由を制限することを認めており、軍事政権は事実、本年中也これらの自由を厳しく体系的に制限しつづけた。政府は軍事政権を批判する政治的意見を表明したり、野党の意見が表明されている出版物を配布あるいは所持していたりしたかどで、一般市民の逮捕、拘留、有罪宣告および投獄を続けた（第 1 節 d. および第 1 節 e. を参照）。治安部隊もまた、このような政治的意見を有すると見られる者に対する監視と嫌がらせを行った。

法律による言論の自由の制限は、軍事政権が「国家の安定を損なう」言論を禁止する命令を発した 1996 年から強化された。政権は国内全土で事実上、政府を批判するあらゆる者によるあらゆる公式な発言を力で押さえ込みつづけた。その中には、1990 年に選出された国会議員と政党指導者も含まれる。政権は 1990 年以来、ほとんど例外なく、この政策を一貫して推し進めている。

「民主ビルマの声」からは、2001 年 8 月、軍の治安要員が、マンダレーのマハミヤトムンニ・パヤギー・パゴダの行事で国内の経済・政治状況を批判する説教を行ったとして、僧侶を逮捕したとの未確認情報が寄せられている。この僧侶アシン・パンディタは服を脱がされ、警察署に留置されたとの由である。年末時点で、これ以上の情報は得られていない。

政権は本年中、NLD が公開の会合を一部再開することを認めた。政権とアウン・サン・スー・チーとの話し合いによる信頼醸成を受け、NLD はこれらの会合で、政権に対する批判を和らげた。NLD は政権側との具体的な話し合いの早期実現を模索しつづけ、政権の政策あるいは行動に対する直接的攻撃を控えている。

政治的見解を表明したとして投獄された多くの著名な作家やジャーナリストは、まだ釈放されていない。パリに本部を置く組織「国境なき記者団」の報告によれば、年末時点で少なくとも 18 人のジャーナリストが服役中である。その中には、民主主義を求める記事を書き、マンダレー選挙区から NLD 国会議員に選出されたオーン・チャインも含まれている。

アウン・ウィントのペンネームで知られる同人は、1990 年に投獄されている。政府の検閲審議会は、服役中の著者による作品の出版あるいは配布を禁じているが、政権は 2000 年、以前の政治犯であるマー・ティダとウ・セイン・ミント（ウ・モエ・トゥーとしても知られる）に対し釈放後、数件の雑誌記事を書くことを認めた。2001 年には、少なくとも 1 人の出版者（ティン・マウン・タン）が、自身の活動による投獄を恐れ、ビルマを離れている。

2000 年 4 月から 6 月にかけて、軍事政権は、反政府のチラシを配り、政府建物への攻撃を計画していたとして、11 人を逮捕した。2000 年 9 月、軍事政権は広く尊敬されているラングーンの 77 歳の弁護士チェイン・ポーに対し、外国の出版物の裏表紙に反政権の書き込みをして配ったとして、有罪判決を下した。政権はこの容疑を裏付ける証拠を何ら提示しなかったが、チェイン・ポーは懲役 14 年の刑に処せられた。チェイン・ポーは本年初頭に釈放されたが、およそ 6 ヶ月後に死亡した。

政権は日刊紙、および、国内のラジオとテレビの放送施設をすべて所有し、支配下に置いている。これらの公式メディアは軍事政権の宣伝機関となっており、通常は批判目的を除き、反対意見を伝えることがない。唯一の部分的例外である「ミャンマー・タイムス」は、ラングーン在住の外国人向けの高価な英字週刊紙で、国連およびその他機関による政権の政策に対する批判について、時折報道している。

「ミャンマー・タイムス」を含め、すべての民間出版物は引き続き、国家検閲審議会による事前の検閲に服さなければならなかった。検閲審議会の承認を得るために時間が必要なこともあり、民間の定期報道刊行物は一般的に月刊誌となっていた。しかし、1996 年以来、政権は週刊誌について、移転可能な事前検閲の免除を認めている。その結果、週刊のタブロイド版が多数生まれた。政権の統制により自主検閲が促されているため、出版物は概して、内政ニュースを取り扱っていない。

輸入出版物は原則的に、国家検閲審議会による事前検閲に服しており、国家検閲審議会の承認を得ない出版物の所持は、依然として重大犯罪とされた。民主化を唱える書籍が絡む事件については、本年中の 2 件を含め、懲役刑が言い渡されている。政権はまた、外国の定期報道刊行物の合法的輸入も制限し、外国の定期刊行物の購読を控えさせる措置を講じた。しかし、ラングーンでは外国の新聞を購入することができる。2000 年 8 月まで、このような外国の新聞・雑誌は到着時に空港で検閲を受けるのが常であったが、2001 年からは検閲なしで配給されている。

1997 年以來、政権は外国のジャーナリストにほとんどビザを発給せず、政治問題については、数回の記者会見しか行っていない。ジャーナリストはブラックリストに載せられることもあった。これまで、旅行者として入国した数人のジャーナリストが政権によって拘留され、国外追放させられている。本年中、政権はより頻繁に記者会見を開くようになり、以前にブラックリストに載せられた者を含め、外国のジャーナリストを国内に招いた。ケーブル・ニュース・ネットワーク（CNN）、英国放送協会（BBC）およびその他外国の報道機関は本年中、ビルマ国内から報道を行った。しかし、政権は 10 月、オーストラリアのダウナー外相のビルマ訪問を報道しようとしたオーストラリア人記者に対するビザの発給を拒否した。

貧困の蔓延、低い識字率およびインフラの不備により、ラジオは引き続き、最も重要なマスメディアとなった。定期報道刊行物が都市部以外で流通することは稀であった。軍事政権は 2 つの国内ラジオ局を独占し、その放送内容を統制しつづけた。BBC、VOA、ラジオ自由アジアおよび民主ビルマの声など、外国のラジオ放送は引き続き、検閲を経ないものとして主要な情報源となった。

政権はすべての国内テレビ放送を独占し、厳しく統制した。テレビのチャンネルは政府系と軍隊系の 2 つの局に限られていた。しかし、政権は 2001 年、新規免許の購入を認めることにより、外国の衛星テレビ放送受信に対する規制を緩和した。これまでは新規免許の取得はできず、無認可の衛星テレビ受像機の操作は、3 年以下の懲役および／あるいは罰金の対象となる犯罪とされていた。「テレビ・ビデオ法」は、国家検閲審議会の承認を得ないビデオテープの発表、流通あるいは所持を犯罪と規定している。軍事政権は電子メディアへのアクセスを体系的に規制した。すべてのコンピュータ、ソフトウェアおよび関連の電気通信装置は政府への登録を義務づけられ、未登録機材の所持は懲役刑の対象となっている（第 1 節 f. を参照）。

防衛省は知られている限り、国内で唯一のインターネット・サーバーを運営し、小数の顧客に対して高価で限定的なインターネット・サービスを提供している。年内には、サイバー・カフェと銘打ったカフェがオープンしたが、インターネットへのアクセスはできず、CD-ROM やその他のゲームが利用できるのみである。

政権は学問の自由を厳しく制限しつづけた。大学の教員と教授は引き続き、他の政府職員と同じく、言論、政治活動および出版の自由に関する規制に服した。高等教育省は日常的に、政権を批判しないよう教員に警告した。同省はまた、教員に対し、勤務中に政治の

話をしないよう指示し、政党への参加あるいは支援、または、政治活動への関与を禁じるとともに、外国人と会う場合には、事前に同省の承認を得るよう義務づけた。すべての政府職員と同様、教授と教員は政権の大衆動員機構である USDA への加入を強制された。あらゆるレベルの教員はまた、その学生の政治活動についての責任を問われつづけた。

2000 年 6 月から 7 月にかけて、政権は、大規模な学生デモを受けて 1996 年に閉鎖された高等教育機関のうち、閉鎖が続いていたものを再開した。しかし、政権は学生動乱の可能性を低めるため、多くの特別措置を講じた。キャンパスは比較的離れた場所へ移動され、教員と学生は、騒乱に対しては厳しい対応を行うとの警告を受けたほか、キャンパス内の寮が閉鎖されたため、大学生の生活は支障をきたした。教育の質はひどく低下したため、多くの学生が独学あるいは個人授業の継続を選択したという証拠が見られる。政権は、国内の数少ない民間学術機関と、その教育内容を厳しく統制した。

b. 平和的集会および結社の自由

法律は集会の自由を制限しており、政権は事実上、これを禁じている。ある条例は正式に、5 人以上の戸外での無認可集会を禁じているが、この条例については一貫した執行が行われていない。既存の 10 の政党はまた、メンバーの会合を開く際、政権からの許可を求めよう義務づけられているが、政権からの許可のない会合も実際に行われた。

軍事政権は、1990 年に選出された国会の開会を妨げるという、10 年来の政策を継続した。本年中、政権は野党第 1 党の NLD の活動に対する規制を緩め、300 ヶ所ある NLD 事務所のうち 90 ヶ所の再開を認めた（第 3 節を参照）。

2001 年 5 月から 9 月にかけて、政権はシャン州都近郊の郡区にある「民主化のためのシャン民族連合（SNLD）」の事務所 3 ヶ所を強制的に閉鎖した。2001 年 9 月、政権は SNLD 議長に対し、地域当局の指令を無視して、通常どおりの活動を続けるよう告げたとされている。

政権はこれまで、武力を用いて民主化要求デモを阻止し、民主化要求デモおよび会合の参加者と組織者を処罰し、このようなデモを計画あるいは組織したと見られる容疑者の拘留と投獄を行ってきた。年内には、このような例の報告はなかった（第 1 節 c. を参照）。しかし、アウン・サン・スー・チーがラキネ州を訪れた際、政権は一般市民が同人に会いに来るのを妨げようとした。戸外での政治集会はすべて違法だというのが表向きの理由であった。SPDC 系列の組織は、アウン・サン・スー・チーの愛国心を疑問視するチラシを配布

し、一般市民に同人への何らかの支持を示さないよう促した。政権は街路を封鎖し、市民に外出しないよう命じた。同人が年内にモン州とシャン州を訪問した際も、NLD はこれほど目立たないものの、同様の嫌がらせを受けた（第2節 d.を参照）。

政権は時折、宗教団体メンバーの集会にも介入した（第2節 c.を参照）。

政府は特に野党第1党のNLD メンバーにつき、結社の自由を制限した。政府による事前認可なしに、5人以上が戸外で会合を開くことは法律で禁じられている。政権はこれまで、NLD が一定の重要な党の行事の際に公の集会を開くことを認めてきたが、集会の規模と参加できる個人を制限した。例えば、NLD は2001年9月、CRPP3周年を記念するセレモニーを開いたが、政権は軍事諜報局（MI）要員にNLD本部を包囲させた。2000年、政権はアウン・サン・スー・チーが党の会合に出席するため、ラングーンに移動するのを阻止した。政権は年内、NLD の活動に対するこれら制限をほとんど撤廃したが、相互の合意により、NLD は政権を刺激しないよう、大規模な集会の開催を控えた。

2000年10月にアウン・サン・スー・チーと軍事政権の話し合いがスタートして以来、強制的辞職もリコール動議もまったく報じられていない。政権が支配するメディアは反NLDキャンペーンを停止し、政権はNLDの政党活動に対する制限を一部緩和した。

概して、結社の権利は「保安林環境開発・保全協会」などの業界団体および同業者団体を含め、政府が認可した組織についてのみ存在する。非宗教的な非営利組織はごくわずかであり、それも政府の政策に沿って行動するよう、細心の注意を払っていた。合法的な政党は10あるが、そのほとんどは活動停止状態にある。

c. 信教の自由

1974年憲法は以下のような規定で、信教の自由に対する制限を認めている。「国内の各民族は、その宗教を公言する自由を享受するものとするが…かかる何らかの自由の享受が、法律あるいは公共の利益を損なわないことを条件とする。」当局に正規の登録を行ったほとんどの信徒は一般的に、自らが選んだとおりの崇拝を自由に行うことができるが、政権は一定の宗教活動に対する制限を設けている。実際のところ、政権は仏教の僧侶が人権および政治的自由を促進する活動を規制し、いくつかの少数民族地域では、その他の宗教よりも仏教を強制的に促進した。

広く浸透した政権の国内治安機構は事実上、宗教団体を含むあらゆる組織の会合や活動に忍び込んだり、これを監視したりしようとした。宗教活動家と宗教団体も、表現の自由

と結社の自由の制限に服した。さらに、政権は宗教的出版物を含め、あらゆる出版物の統制と検閲を行った（第2節 a.を参照）。

政府の指令は「真正な」宗教団体の登録を免除しているが、実際のところ、財産の売買や銀行口座の開設を認められたのは登録団体のみであった。また、政権は公認宗教に対し、優遇料金で公益施設を提供した。正式な国教はないが、政権は多数派の宗教であるセラバダ仏教を優遇しつつけた。例えば、政権はラングーン国際セラバダ仏教伝導大学の建設に資金を提供した。国が統制する報道機関は、軍事政権のメンバーが仏教僧に敬意を表したり、国内全土のパゴダで寄付を行ったり、仏教寺院の建設あるいは改修のために資金、食糧および無償労働を提供する表向きは自発的な「人民の喜捨」を組織したりする様子を頻繁に伝えた。仏教の教えは引き続き、国が義務づけるすべての小学校のカリキュラムに組み込まれていたが、各児童は原則的に、仏教の授業を受けないことを選択することもできた。政権の職員が仏教徒と非仏教との双方に対し、仏教の寺院あるいは記念物の建設、改築あるいは維持を目的とした国家後援プロジェクトに金銭、食糧あるいは無償労働を提供するよう強制したという報告が相変わらず多かった。しかし、本年については、パゴダの建設を人々に強制したという報告は関知していない。

政権は仏教僧（サンガ）の統制を試みている。政権は軍司令官に対し、「仏教と矛盾し、これを害する活動」のかどで仏教僧を軍事法廷で裁くことを認めるとともに、仏教僧に刑罰を伴う行動規範を課した。軍事政権はまた、仏教僧の表現の自由と結社の自由を特別に制限した（第2節 a.を参照）。軍事政権は、国家聖職者調整委員会（Sangha Maha Nayaka Committee, SMNC）の権威に服する9つの国家公認僧侶団以外の僧侶組織を禁止した。政権はすべての宗教の聖職者について、何らかの政党のメンバーとなることを禁じている。

政権は引き続き、少数宗教団体による建設、教育および改宗活動を規制した。

キリスト教団体が新たな教会の建設許可を得ることは、依然として困難であった。政権はカチン州都ミイッチーナなどの都市の主要道路沿いに教会を建設する許可を与えなかった模様である。ラングーンでは2001年、当局が80カ所以上の家庭教会を閉鎖した。運営者が宗教会合を開くための適切な認可を得ていないというのがその理由であった。本年については、当局が家庭教会を閉鎖したとの報告はない。

本年中、イスラム教徒は実質的に、いかなるモスクの新築も禁じられたとの由である。2001年初頭、ラキネ州の地方当局は、無許可で建設されたとの理由で、約40カ所のモスクの取り壊しを予定していた。UNHCRの要請で当局が介入するまで、13カ所のモスクが取

り壊された。モスクが再建されないようにするため、跡地には政府所有の建物、僧院および仏教寺院が建設された。

国内のほとんどの地域では時折、キリスト教とイスラム教の団体が裏通りやその他の目につかない場所に、小さな協会やモスクを建設しようとした。これらは通常、予定通りに建設されたものの、地方当局による非公式の承認しか得られなかった。これら団体の報告によれば、正式な要請は長い時間を要し、しかも承認されないのが普通である。

公共セクターの高級レベルでは、政府が非仏教徒を差別している。閣僚レベルの政府職員で仏教徒でない者は1人だけであり、1990年代以来、軍隊で将官の地位に就いたことが知られている非仏教徒も、この同一人物（准将）のみである。政権はイスラム教徒の入隊を嫌っているだけでなく、中位階級以上への昇進を望むキリスト教徒およびイスラム教徒の軍将校に対しては、上官が仏教への改宗を促した。チン州など、一部の少数民族地域では、SPDC軍がビルマ人の兵士に対し、チン人の女性と結婚し、これにビルマ語を教え、仏教に改宗させるよう、金銭面およびキャリア面でのインセンティブを提供したとの報告もある。

政権はあらゆる聖職者に改宗活動をしないよう促している。こうした規制によって最も大きな影響を受けているのは、キリスト教やイスラム教などの福音宗教である。政権は一般的に、ほとんどすべての外国人宣教師を国外追放し、あらゆる民間の学校と病院を国有化した1960年代半ば以降、外国の常駐宗教使節団が国内で活動することを認めていない。

世俗の出版物と同様、宗教的出版物も統制と検閲の対象となりつづけた（第2節 a.を参照）。聖書とコーランの現地語版は合法的に輸入できなかった。政権の許可があれば、現地語版の聖書を国内で印刷することはできた。

これまで、カレン州のパアン郡区では、SPDCの部隊がいくつかの教会で日曜の礼拝を終えた若い男性を繰り返し運搬人として徴用し、教会に行けなくしたとする信頼できる報告がなされていた。将校が指揮する兵士たちは、キリスト教の礼拝と祝賀行事を繰り返し混乱させた。2000年には、地方政府職員がキリスト教徒のチン人に対し、キリスト教徒を軽蔑する新任の仏教僧の説法会に参加するよう命じたとの由である。また、キリスト教徒のチン人が、仏教の学校と僧院に通うよう圧力をかけられただけでなく、仏教への改宗を促されたとの報告もある。地方政府職員は、チン人のキリスト教徒の子どもを、無償の世俗教育を施すとの名目で親から引き離したとも伝えられている。これらの子どもたちは仏教の僧院に寝泊りし、親の知らないうちに、その同意なく、仏教教育を受け、仏教に改宗さ

せられたとの由である。報告によれば、政権はチン人を仏教に改宗させるために用いたのと同様の方法で、ナガ人に仏教への改宗を強要しようとした。

一般市民とビルマ永住者が携行を義務づけられている政府発行の身分証明証には、信仰する宗教が記載されることもあった。宗教を身分証明証に記載するか否かを律する一貫した判断基準はないようである。一般市民はまた、パスポートなど、一定の正式な申請書に信仰する宗教を記載するよう義務づけられている。

より詳しい情報については、「2002 年国際信教の自由報告書」を参照のこと。

d. 国内の移動、外国への旅行、移住および帰国の自由

政権は移動の自由を規制している。ほとんどの一般市民は国内を旅行できたものの、その動きは監視され、地方の職員にその所在を連絡するよう義務づけられた(第1節f.を参照)。武力紛争地域での移動は制限された。都市と農村の住民は移転の対象となった。

野党の指導者もこれまで、移動の自由を厳しく制限されてきた。1995 年から 2000 年にかけて、軍事政権が NLD の書記長アウン・サン・スー・チーにラングーンを出ることを許可したのは、僧院を訪問したときの1回だけであり、5月6日まで同人は自宅軟禁状態にあった。政府は原則として移動および結社の自由を認めることで、アウン・サン・スー・チーに対する制約を緩和したが、いくつかの制限は残された。5月の自宅軟禁解除以来、アウン・サン・スー・チーはモン、シャンおよびラキネの各州のほか、マンダレー、マグウェおよびイラワジ管区も訪れた。一般的に、日本とオーストラリアの外務大臣を含め、外国からの訪問者との面会も許されたが、政府はマレーシアのマハティール首相にも、マレーシアの外務大臣にも、8月のビルマ訪問時に同人に会うことを認めなかった。アウン・サン・スー・チーと NLD はまた、国内各地を同人が訪問した際、政府系の集団による嫌がらせを受けることがあった(第2節b.を参照)。本年中、政権は最高幹部を含め、すべての NLD メンバーに対する移動の制限を緩和した。刑務所から釈放された NLD 国会議員当選者は、自らの選挙区とラングーンの間を行き来し、NLD 指導者との調整を行うことができた。

政権は年内、バングラデシュとの国境の警備を強化し、ラキネ州内のイスラム教徒ロヒンギヤ人の移動をさらに制限しようとする政策を実施したと伝えられている(第6節c.を参照)。

政権は外国からのビルマ人国外追放者の受入れを拒んだが、タイからの不法移民約 4,000 人の帰国は受け入れた。政権は船の沈没あるいは船主の破産によって外国の港に取り残さ

れたビルマ人船員に対し、必要書類の発給を拒んだと伝えられている。

政権はまた、外国への旅行計画を厳しくチェックした。このような取締りは、多くの申請者に多額の贈賄を余儀なくさせ、腐敗蔓延の温床となった。パスポート発給のための賄賂は、時には 3,000 ドル（約 360 万チャット）にも上ったが、これは平均的国民の給与 10 年分以上に相当する。パスポート申請を審査する政府の審議会は、政治的理由でパスポートの発給を拒んでいる。パスポートを受給したすべての大卒者（一部の政府職員を除く）は、その教育費を政権に返還するとの理由で、特別の手数料支払いを義務づけられた。合法的に外国へ移住した国民は原則的に、親戚に会うための帰国を許されたが、不法に外国に居住し、外国国籍を取得した者でも、帰国を認められたケースがある。

華僑、アラカン人、イスラム教徒など、市民権法の規定を満たさない住民は、事前の許可がなければ、国内を移動できない。1990 年代半ば以来、政府は女性の一般市民に対するパスポートの発給も規制している（第 5 節および第 6 節 f. を参照）。

政権はラングーンに駐在する外国の外交官と国連の外国人職員に対し、事前の許可なしに首都の外に出ることを禁じた。外国人か国民かを問わず、すべての住民はビルマを去るために認可を申請しなければならなかった。

同国への外国人旅行者への制限は、観光促進への取り組みの一環として緩和された。ビルマ大使館は一般的に、申請から 24 時間以内で 1 ヶ月有効の観光ビザを発給するようになった。しかし、外国の人権擁護活動家、ジャーナリストおよび政治的人物など、一定カテゴリーの申請者は、政権が受け入れられるスポンサーの後援、あるいは、政府が認めた目的により入国するのでない限り、ビザ発給を拒否されるのが通常であった。

ビルマには多数の国内避難民（IDP）が存在する。タイに本部を置く NGO は、政権が 25 万人以上の人々を故郷の村や地区から、タイ国境沿い、あるいは、その近辺へと強制移転させたと見ている（第 5 節を参照）。これら NGO の推計によれば、SPDC による移転先地域に居住する IDP は 35 万人を超えている。

年内には、カレン、カヤーおよびシャンの各州における軍事行動中を含め、軍は引き続き、数千人の村人を虐待し、その故郷から追い出した（第 1 節 f. を参照）。1 月、AI の報告によれば、75 歳のシャン人男性は、SPDC 軍と統一ワー州軍（UWSA）がその土地をすべて没収し、村人を逮捕し、家を略奪し、多くの女性をレイプし、自分達を村から追い出したため、自分と家族はタイへ逃れたと述べた。同人によれば、500～600 人の UWSA 兵士がこの地域を占領しており、同人は所有する林地、果樹園および田畑の損失について、何ら補

償を受けなかった。

イラワジ管区の広いカレン人居住地域など、これまで紛争の被害を受けてきた少数民族地域では、軍の検問所が増え、軍の諜報員による監視が強化され、駐屯部隊が増強されるなど、人の移動に対する統制がさらに厳しくなった。国境地帯の検問所では、あらゆる国籍の人々から「非公式税」、すなわち賄賂が徴収された。ラキネ州では、イスラム教徒のみを対象とする検査と検問が多かった（第5節参照）。

嫌がらせ、抑圧への恐怖、および、社会経済状況の悪化により、多くの一般市民は引き続き、隣国その他への避難を余儀なくされた。少数民族が居住する国境地帯では、政権が強制労働、土地没収、食糧の強制的供出および強制移転の政策を実施しつづけた。こうした政策により、タイ、中国、インドなどの近隣諸国には、数千人の難民が流入した。カチン州からのある報告によれば、2001年5月、SPDC軍がナガ分離主義者に対する攻撃を開始すると、3,000人のナガ人村民がビルマからインド北東部へと逃れた。治安部隊は村の焼き討ちを繰り返し、村人が帰って来られないようにするために地雷を敷設した。

シャン州の厳しい状況により、タイへの難民流出が起こった。未確認情報によれば、年内にはおよそ1万人のシャン人がタイに逃れた可能性がある（第1節fを参照）。国境地帯の難民キャンプにはおよそ15万人の難民がいる。このうち、少なくとも13万5,000人のカレン人、モン人およびカレニ人がタイの難民キャンプで暮らしている。加えて、タイにはキャンプに住んでいないシャン人難民が数万人いる。西側の国境では、イスラム教徒のロヒンギヤ人2万2,000人がバングラデシュの難民キャンプに留まっている（第5節を参照）。難民としての正式な書類を持たず、ラキネ州の難民キャンプ以外で暮らすロヒンギヤ人は10万人を超える。さらに、ラキネ州に戻ったロヒンギヤ人によれば、移動と経済活動の能力は政府によって制約されている。

政権は難民に対しても、外国からの避難民に対しても、ビルマ国内に再定住したり、庇護を求めたりすることを認めず、難民についても、亡命についても、第1庇護についても政策を策定していない。年内については、同国に正式に庇護を求めた者がいるとの報告はない。強制送還についても報告がなかった。

第3節：政治的権利の尊重：政府を変更する市民の権利

国民には政府を変更する権利がない。軍事政権は1990年に選出された国会の開会を阻止

しつづけた。

1962 年以来、中央政府と地方政府の双方において、現役の軍幹部が要職を独占している。1988 年以降は、軍事政権がすべての国家権力を掌握している。政権の全メンバーは現役の軍幹部であるほか、軍事政権は現役あるいは退役将校を全省庁のほとんどの要職に就けている。本年末時点で、現役あるいは退役将校は閣僚レベルのポスト 39 のうち、37 のポストを占めている。

1990 年選挙で NLD が勝利した後も、軍事政権は選挙結果の実施を拒み、多くの当選候補者の資格剥奪、拘留あるいは投獄を行った（第 1 節 d. および e. を参照）。ビルマを離れた議員当選者も多かった。1993 年から 1996 年にかけて、同国の政治機構において支配的な役割を軍に与えようとする新憲法の草案作りへの取り組みが行われたが、これが頓挫した後も、軍事政権は体系的な強制と脅迫により、国民が政府を変更する権利を拒みつづけた。

1998 年 9 月、NLD の指導部は、軍事政権が国会全体の召集を拒んでいることに鑑み、1990 年の国会議員当選者のうち生存している者の過半数からの書面による権限委譲に基づき、CRPP を組織した。この委員会は、国会が召集されるまで、これに代わって行動する権限を与えられた。軍事政権は報復措置として、NLD を正式に禁止せずにこれを破壊すべく、持続的かつ体系的なキャンペーンに乗り出した。当局は数千人の NLD メンバーと地方職員に辞任するよう圧力をかけるとともに、国内全土の党事務所を閉鎖した。また、軍の諜報要員は 1998 年、国会議員当選者 200 人以上を拘留した。本年末時点で、計 19 人の国会議員当選者が依然として収監されている。AAPP によれば、これら国会議員のうちの 2 人は、1990 年から服役している（第 1 節 d. を参照）。

1999 年 10 月、複数政党制民主主義総選挙委員会は、1990 年に国会議員に選出された NLD メンバー 392 人のうち、依然として NLD メンバーである議員当選者は 92 人にすぎないと発表した。委員会によれば、105 人が国会議員を辞し、139 人が委員会によって資格を剥奪され、27 人が NLD を離党し、31 人が死亡した。これに対し、CRPP は 2000 年 9 月、公開議員当選者 485 人のうち、433 人の支持を得ていたとした。

2000 年の暮れ、国連特使ラザリ・イスマイルの呼びかけを受け、政権がアウン・サン・スー・チーとの話し合いを開始した結果、NLD に対する規制がある程度緩和された。NLD はその後、通常の政党活動の一部を再開することができた。NLD とアウン・サン・スー・チーに対する報道機関の攻撃は収まった。しかし、政権は 2000 年以来、NLD との実質的対話を行っておらず、本年末時点で収監中の政治犯は 1,000 人を超えている。

女性は軍の指導層から排除されている。政権メンバーにも、閣僚にも、最高裁判事にも、女性はいない。

一定の少数集団のメンバーもまた、完全な市民権、および、政府と政治における役割を否定されている（第5節を参照）。

第4節：人権侵害の申立ての国際機関と非政府組織による調査に対する政府の態度

政府は国内の人権機関に独立の活動を認めず、その人権遵守状況の外部からの精査については概して敵対的であった。

外国人ジャーナリスト、NGO スタッフ、国連機関スタッフおよび外交官の移動に対する制限、政権によるかかる外国人の動きの監視、外国人との接触に関する一般市民への頻繁な尋問、国民の表現と結社の自由に対する制限、ならびに、政府による人権侵害に関する情報を外国人に漏らした国民を逮捕するという慣行はすべて、人権侵害に関する情報を収集あるいは調査するための取り組みを妨げた。刑務所や少数民族地域におけるものをはじめ、人権侵害の報告は、それらが発生したとされる時点から数ヵ月あるいは数年後になされることが多く、裏付けが取れることは少ない。

ビルマ国内ではおよそ25の非政治的な国際人道NGOが活動している。その他、国内での恒久的活動を確立するために必要な長々とした交渉を続けながら、暫定的なプレゼンスを確保している組織もわずかながらある。2001年からは、国際NGOが自らの費用負担で、政府省庁の代表を現場訪問に付き添わせなければならないこともある（第1節f.を参照）。

政権は本年中、国連の特別報告者パウロ・セルジオ・ピニエイロに対し、3回のビルマ訪問を許可した。ピニエイロはその報告書で、好ましい変化の例をあげるとともに、政権、野党、市民社会メンバーおよび国際社会と協力して、同国内の人権促進に努めることを誓約した。同人は集会、結社、表現および移動の基本的自由の否定を含む問題点も指摘し、これらの点を是正するよう政権に促した。同人はさらに、東部のカレン州とカヤー州、南部のシャン州、北部のサガイン管区、ラキネ州およびチン州の紛争地域に暮らす「国民の人権の重大な侵害」も伝えた。

政権は2001年、内務大臣を議長とし、警察長官をメンバーに含む人権委員会の創設を発表した。ラングーンではオーストラリア政府の後援により、人権侵害を専門に取り扱うワークショップも数度開催された。

第5節：人種、性別、障害、言語あるいは社会的地位に基づく差別

軍事政権は命令による統治を続け、差別に関するいかなる憲法規定による拘束も受けていない。

女性

配偶者の暴力を含め、女性に対する家庭内暴力は、比較的少ないと見られるものの、データはほとんど存在しない。政権は配偶者の暴力についても、家庭内暴力についても、統計を発表しなかった。夫婦は大家族の中で暮らすことが多く、社会的圧力が妻を虐待から守る傾向にある。

レイプは違法である。しかし、配偶者間のレイプは、妻が12歳未満の場合を除き、犯罪とされていない。政権によれば、レイプは人口の多い都市部では広く見られないものの、僻地ではより頻繁に発生している。政府はレイプに関する統計を発表していない。

売春は法律で禁止されており、懲役3年の罰則がある。しかし、特にラングーンの「境界の町」や「新しい町」の一部では、売春が問題化している。これらの町には主として、ラングーンの旧市街から強制移転させられた貧困世帯が暮らしている。多数の売春婦が投獄され、収監中にしばしば虐待を受けたとする信頼できる情報がある。ある推計によれば、マンダレー刑務所だけでも、売春で拘留中の女性は常時400人に上ると見られる。

セクハラを禁止する法律はない。

概して、女性は伝統的に、高い社会的・経済的地位を有し、男性と同じ基本的権利を行使する。伝統文化に従い、女性は婚姻後も名前を変えず、家計を切り盛りすることが多い。しかし、ほとんどの伝統的な男性の職業では、女性の数が極めて少なく、軍将校などいくつかの職業では、女性が事実上、排除される状態が続いている。農村部で広がっている貧困は、不当に大きな悪影響を女性に及ぼしている。女性は一貫して、同等の労働に対する同等の支払いを受けていない。法律上、女性は26週間までの出産手当を受ける権利があるが、実際のところ、この手当は支払われないことが多い。

独立した女性の権利組織はない。社会福祉省の国家女性問題委員会は、女性の利益の保護を担当している。政府と少なくとも1つのNGOが、元売春婦向けの学校およびその他の社会復帰プログラムを運営している。政府の統制下にある「ミャンマー母子福祉協会」は、

母親に援助を行っている。働く女性のための同業者団体「ミャンマー女性起業家協会」は、新たな事業を始める女性に貸付を行っている。

子ども

政権は依然として、公教育に最小限の資源しか配分していない。入手できる最新の統計によれば、文民教育のための政府支出は本年中、合計でも国内総生産（GDP）の1%に届かず、実質ベースで1990年から70%以上減少している。国連の援助で行われた政府の調査によれば、第4学年を修了した子どもの割合は都市部でわずか37%、農村部に至っては22%にすぎなかった。本年中は、政権が保健・教育予算を軍事予算へ流用し、正規の学校と非正規の学校の授業料がともに引き上げられたこともあり、就学率と学業成績は低下を見た。教員の月給は平均でおよそ7ドル（1万チャット）と、生存賃金を大きく下回ったため、多くの教員は経済的必要性から、退職を余儀なくされた。初等教育レベルでさえ、子どもを学校に通わせることができるのは比較的裕福な家庭のみである。少数民族地域では、政権がしばしば、現地語での教育を禁止した。教員に非公式の支払いができる家庭がほとんどない一部の地域では、概して教員が出勤せず、学校が機能しなくなっている。教育は正式には独占状態にあるにもかかわらず、政府による軽視を見かねて、民間機関が教育への援助を提供し始めている。

子どもはまた、軍事政権がますます保健を軽視していることから、大きな影響を受けている。軍事政権は教育支出よりも急激に政府の公共保健支出を削減した。1998～99年の政府の文民保健支出はGDPの0.3%にすぎなかった。国連機関の後援による1997年の政府調査によれば、平均で1,000人の子どものうち131人が、就学年齢である5歳に達する前に死亡しており、また、農村部で医師が出産に立ち会うのは10件に1件にすぎなかった。同じ調査によれば、3歳未満の子どもの37%が栄養不良に陥っており、13%は深刻な栄養不良状態にある。世界保健機関はビルマの保健システムを極めて劣悪と見なしている。

子どもの虐待は法律で禁じられている。政府によれば、子どもの虐待は大きな問題となっていないが、政権はこれを裏付ける統計を発表していない。

子どもの売春、および、売春目的の少女の人身売買（特にタイに送られたり、誘い出されたりするシャン人の少女）は引き続き、深刻な問題となっている（第6節f.を参照）。

外見上は義勇兵からなる軍隊の徴兵年齢は正式には18歳である。しかし、当局はラングーンその他の都市の孤児やストリートチルドレンを駆り集め、強制的に入隊させているよ

うである。HRW の 10 月の報告書「銃は僕と同じ背丈 (My Gun Was As Tall As Me)」は、SPDC 軍、および、より数は少ないものの、反政権武装集団への子どもの強制的徴兵が広く行われていると指摘した (第 6 節 c. を参照)。

ワールド・ビジョン、セイブ・ザ・チルドレン UK、CARE、UNICEF および外国政府など、いくつかの国際 NGO と国際機関は、ビルマ国内で子どもの権利を促進した。

障害者

原則的に、障害者に対しては、一時的障害につき給与の 3 分の 1 を 1 年間支給し、恒久的障害につき無税の手当を支給するという公的援助があるが、実際のところ、援助は厳しく制限されている。建物、公共輸送あるいは政府施設へのアクセス可能性を義務づける法律は内。障害者を支援する小規模な組織はいくつかあるが、ほとんどの障害者はその福祉を家族に依存しなければならない。退役軍人の障害者は、得られる恩典を優先的に受け取っている。地雷の爆発により、ビルマには手足を失った人々が多数いる。

国民的・人種的・民族的少数者

少数者に対する政府と社会の幅広い差別が続いている。独立以来、政府と軍隊にとって最大の問題であるビルマの数多い少数民族と多数民族のビルマ人との敵対関係は、武力紛争の火種となりつづけ、本年中也深刻な虐待が発生した。具体的には SPDC 兵士と民族武装集団によるチン人、カレン人、カレニ人およびシャン人に対する殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移転およびレイプが報告されている (第 1 節 a.、第 1 節 c.、第 1 節 f.、および第 1 節 g. を参照)。

政府は非ビルマ人に対する体系的な差別を続けた。政権は州立中等学校への入学を国民に限っているため、イスラム教徒のロヒンギヤ人は小学校より先の州立学校に入学できず、公務員になる資格もほとんど有していない。

ラキネ州ではイスラム教徒の強制労働が報告されている (第 6 節 c. を参照)。

ビルマの市民権は、祖先からの同国との長い関係を証明できる者にのみ完全に認められているため、先住民でない人々 (華僑、印僑およびイスラム教徒のロヒンギヤ人など) には完全な市民権が与えられず、政府職員となることを許されていない。同国西海岸のラキネ州に住むイスラム教徒の少数民族ロヒンギヤ人に対しては、深刻な法的、経済的および社会的差別が続いた。政府は、同国の極めて制限的な市民権法の規定により、1824 年に英

国による植民統治が開始された時点で祖先が国内に居住していなかったとの理由で、ほとんどのロヒンギヤ人に市民権を認めていない。完全な市民権を持たない人々は、国内移動を制限されている（第2節 d.を参照）。これらの人々また、医学および理工分野の一定の高度な大学プログラムを受けることも禁じられている。

少数民族は一般的に、自らの言語を使用している。しかし、少数民族地域を含め、政権支配下にある国内全土において、州立学校での教育言語は依然としてビルマ語とされている。少数民族地域でさえ、州立の小中高校はほとんど、現地少数民族の言語教育を行っていない。先住少数民族言語の国内出版物はほとんどない。

軍事政権はビルマ人の集団を様々な少数民族地域に移住させたとする報告が寄せられている（第1節 f.を参照）。ビルマ人と非先住民族集団との間には民族的緊張がある。これらの民族集団としては、イスラム教徒を多く含む印僑、および、雲南省からの移住者がほとんどで、同国北部の経済に対する支配を強めつつ、急速に人口を増大させている華僑があげられる。両集団とも商業志向が強いため、ビルマ人よりも豊かで、経済的な力も強い。

第6節：労働者の権利

a. 結社の権利

現行の1926年労働組合法は労働者に対し、政府の事前承認を経た場合のみ、労働組合の結成を認めている。しかし、ビルマには自由労組は存在せず、軍事政権は1988年まで存在していた政府系労組も解散させた。

2001年6月、「国際労働会議の条約および勧告の適用に関する委員会」は再び、結社の自由に関する法律と実践の重大な乖離が続いていることにつき、深い遺憾の意を表明した。委員会は、同国政府が1955年に批准した「結社の自由と団結権の保護に関するILO条約87」の規定を履行していないとして、政権を非難した。2001年、政府代表は委員会で、労働組合法は改正中であるが、現時点ではその案文を提示できないと証言した。

国際自由労働組合連合（ICFTU）の報告によれば、軍は8月、ビルマ自由労組（カウトーレイ教育労働者連合）の職員を殺害した。労働組合活動で広く知られる村の長老ウ・サウ・ミヤ・タンは軍により、運搬人として強制徴用された上、反乱軍による攻撃に対する報復として殺害された。

ビルマには国際的連携を有する労働組合がない。政府は、船員雇用規制課を通じて外国

船での働き口を見つけた船員に対し、国際運輸労連との接触を禁じた。政権はしばしば、外国の港に取り残された船員に対し、必要な書類の発給を拒んだ（第2節 d.を参照）。

b. 団結権および団体交渉権

労働者には団結権と団体交渉権がない。政府の中央仲裁審議会はかつて、重大な労働争議の解決手段となっていたが、1988 年から活動停止の状態にある。郡区レベルの労働監督委員会は、小規模な労働問題を取り扱っている。

政権は一方的に、公共セクターの賃金を設定している。民間セクターでは原則的に、市場原理に従って賃金が設定される。しかし、政権は合併企業に対し、閣僚あるいはその他の政府高官よりも高い給与を支給しないよう圧力をかけている。一部の合併企業は、追加的な手当あるいは特別インセンティブ制度により、この圧力をかわしている。外国企業は一般的に、国内の民間セクターに近い賃金を設定しているが、合併企業に追随し、追加的な賃金や手当を支給している。

法律によれば、労働者は一般的に、ストを禁じられているが、一部の労働者にはスト権が認められているとの由である。報じられている中で最近のストは2000年、雇用主が出来高払いの約束を撤回した際に発生した。これにより、30人の従業員が拘留されたが、拘留期間が3ヵ月に及んだ者も多かった。すべての従業員は解雇された。

輸出加工区（EPZ）は存在しない。しかし、ラングーン近郊のピインマビンなど、軍所有の特別工業団地は、外国の投資家を誘致している。もうひとつの例として、ラングーンにある2,000エーカーのラインタヤ工業区があげられる。その敷地内では少なくとも4社の操業が確認されている（第6節 c.を参照）。

c. 強制労働あるいは奴隷労働の禁止

強制あるいは奴隷労働は引き続き、深刻な蔓延状態にある。刑法は、他者に強制労働を課した者に対する処罰を規定しているが、知りうる限り、この規定が適用された事件はない。国際オブザーバーは国内全土で、政権が日常的に市民を建設・維持プロジェクトに強制徴用していることを確認している。法律は子どもの強制・奴隷労働を特定の禁止しておらず、子どもの強制労働も大きな問題になっている。

ILOは2000年、政権がビルマ国内における強制労働の「広範かつ体系的」利用への有効な対策を講じていないと判定し、史上初めて、すべてのILO加盟国に対し、政権との関係

を見直し、政権が強制労働制度を永続化あるいは拡大するためにこのような関係を利用できないようにすることを呼びかけた。政権は当初、ILO の措置と声明を拒絶したが、本年中には、同国への訪問と国内連絡事務所の開設を認めることにより、ILO との協力を開始した。2月、ILO のチームはビルマを訪問し、継続的な強制労働問題への取り組みを援助するため、ラングーンに ILO の常設事務所を設置することで合意した。8月、ILO は、AI その他の機関が強制労働と SPDC による少数民族虐待の「多発地点」としたタイ国境沿いの数カ所の現地訪問を開始した。政権は2001年、状況調査のためのILO ハイレベル・チームによるビルマ訪問を認めた。同チームは、政権が強制労働の利用を削減すべく「明確だがむらのある」取り組みを行ったが、特に政権が活発な軍事攻撃を仕掛けている地域では、強制労働が依然として続いていると結論づけた。

人権擁護団体と ILO は、ラングーン管区、ラキネ州およびタイとの国境地帯を含め、国内全土から強制労働の申立てを受けつづけている。ICFTU の10月の報告書によれば、軍は大規模な強制労働の利用を続けた。ICFTU の報告書は、6月のAIによる報告書「反乱地域における治安の欠如」に含まれていた強制労働をはじめとする軍による数多くの具体的人権侵害の申立てを反映するものであった。AI による申立ては主として、シャン州、カレン州、モン州およびテナサリム管区の各地に関するものであった。

ICFTU の報告によれば、女性、子ども（孤児やストリートチルドレンを含む）および高齢者が強制労働を要求されている。運搬人は危険な軍事状況下で働かされ、稀にしか治療を受けられず、ほとんど補償を受けることがない。また、強制労働者はしばしば殴られ、強制労働させられた女性の一部は兵士によるレイプあるいはその他の性的虐待を受けている。ICFTU は、軍が本年中、ILO の調査チームに強制労働の事実とその程度について明かさないう一般市民に圧力をかけた事例をいくつか報告した。政府当局はしばしば、インフラ整備プロジェクトでの労働と引換えに、金銭あるいは食糧を供出することを世帯あるいは個人に求めたが、農村部では貧困が蔓延しているため、ほとんどの世帯は労働を行わざるを得なかった。親は日常的に、家族の強制労働義務を果たす助けを子どもに求めた（第6節dを参照）。SHRF によれば、2001年6月、SPDC 兵士は女性と子ども108人を含む250人の民間人運搬車を強制徴用したが、その多くは8歳から16歳であった。牛乳6缶を運ばされたり、一度に10個のモルタル球材を運ばされたりした子どももいた。作業が遅い子どもの多くは蹴られたり、殴られたりした。

HRW の報告書「ビルマのムスリム教徒の迫害」によれば、イスラム教徒の抑圧は強まり、

ラキネ州では強制労働の利用が増大した。フォーラム・アジアによれば、新たな「モデル村」の設置により、強制労働と土地没収への需要が高まった。ラキネ州での強制労働は全体的に減ったとする信頼できる情報もあるが、運搬その他の軍役務への需要が高まる中、主要な郡区では軍の強制労働に対する需要が引き続き生じた模様である。ラキネ州でのロヒンギャ人の活動と移動に対する規制が強まったとする報告もある（第2節 d.を参照）。

各年に労働を強制された国民の数について、正確な推計はないが、この慣行は広がっている。政権はこの慣行を廃止するため、いくつかの限定的な措置を講じているが、これらの措置が、特に軍による強制労働の利用を大きく減少させたとは見られない。政権は強制労働禁止措置を実施する委員会を設置するとともに、ILO に対し、ラングーンに事務所を設置して、国内全土の各地を訪れることを認めた。しかし、この実施委員会は強制労働事件の判別も訴追も行っておらず、軍による強制労働利用の申立てについて介入する権限を有するようには見えない。委員会は、強制労働事件の報告、調査および訴追のための十分なメカニズムを発動していない。

d. 子ども労働の現状と最低雇用年齢

法律は子どもの雇用を 13 歳からと規定しているが、実際のところ、この規定は執行されていない。子ども労働はますます広がり、目に見える存在となっている。働く子どもの姿は都市部で目につくが、そのほとんどは零細企業あるいは家族企業で働いている。農村部では、子どもが家族の農業活動に従事している。ラングーンとマンダレーの都市インフォーマル・セクターで働く子ども達は、幼い時から働いていることが多い。都市インフォーマル・セクターでは、主として食品加工、街頭行商、ゴミ収集、軽工業および軽食堂に子ども労働者の姿が見られる。政府の統計によれば、都市部の子どもの 6% が働いているが、賃金を支払われているのは子ども労働者全体の 4% にすぎない。家族企業で働く子どもも多い。

法律は子どもの奴隷労働を特定のには禁じていない。奴隷労働は実践されていないものの、子どもの強制労働は発生している（第6節 c.を参照）。当局はラングーンその他の都市で孤児とストリートチルドレンを駆り集め、軍での役務を強制したとの報告がある。子ども達はまた、戦闘地域で運搬人を務めることも強制されており、そこでは殴打その他の虐待が伝えられている（第6節 f.を参照）。

社会福祉省は孤児、あるいは、その他何らかの形で家族と離れた少数の子ども（およそ

3,000 人) に支援と学校教育を提供している。

政府は最悪形態の子ども労働に関する ILO 条約 182 を批准していない。

軍事政権はインフラ整備、および、軍に対するその他役務提供に際し、子どもを運搬人として利用している模様である。子どもが道路や灌漑施設の建設あるいは補修にあたることも多い。家庭は最も生産性の低い労働者（通常は子ども）を供出することにより、強制労働割当を充足しているとの報告がある。近年では、様々な少数民族地域の軍隊が、水汲み、掃除、竹切りあるいは食糧作物の栽培などの支援サービスを子どもに強要するか、あるいは、SPDC によるかかるサービスの提供命令に従うために、家庭や村が子どもを利用することを認めているとの報告が寄せられている（第 5 節および第 6 節 c. を参照）。

e. 受容可能な労働条件

最低賃金規定の対象となるのは、政府職員とわずかな伝統産業の従業員のみである。公務員の最低日給は実働 6 時間で 0.10 ドル（100 チャット）である。この額に加えて、各種の補助金と手当も支給される。最低賃金でも、政府高官に支給されるそれより高い賃金でも、労働者が家族に満足な生活をさせることはできない。公共セクターでは、低い実質賃金がさらに低下していることにより、腐敗が広がっている。民間セクターでは、都市労働者の日給がおおよそ 0.20 ドル（200 チャット）であるのに対し、農村部の農業労働者の賃金はその約半分である。一部の民間セクター労働者の所得はそれよりもはるかに高い。向上の熟練労働者の日給は約 4 ドル（4,800 チャット）である。

労働力の余剰、経済の低迷、および、政権による保護の欠如は引き続き、労働者の状況を標準以下に落としている。労働条件を律するのは、1964 年の労働者の基本的権利に関する法律と 1951 年の工場法である。法律上では、公共セクターの従業員については週 5 日の 35 時間労働、民間および国営企業の従業員については週 6 日の 44 時間労働が規定され、残業には手当が支給されることになっている。法律はまた、1 週間あたり 24 時間の休息時間を認めており、労働者には年間 21 日の有給休暇がある。しかし、ほとんどの労働者は農村部で農業に従事しているため、実際にこのような規定の適用を受けられるのは国内の労働者のごく一部である。

保健および安全上の規制は多く存在するが、実際のところ、政権はこうした規制を執行するために必要な資源を手当てしていない。労働者は原則的に、危険な状況を逃れることができるが、実際のところ、そうすれば雇用の確保を期待できない労働者が多い。

f. 人身売買

女性と子どもの人身売買は本年中、深刻な問題となった。地方の政権職員が人身売買に広く加担したとの報告がなされている。

法律は人身売買を禁止しておらず、国外への人身売買と国内での人身売買がともに報告されている。誘拐を禁じている刑法、売春取締法、および、子どもの売買、虐待あるいは搾取を禁じる規定を含む子ども法など、人身売買を処罰できる法律はある。政権の話では、人身売買を行った者は3年から14年の懲役刑に処せられている。政権の統計によれば、およそ90件の事案について、捜査の結果、懲役刑が言い渡されている。1999年から本年6月まで、ミャンマー国家女性問題委員会およびその他のNGOは、人身売買の危険について家族を教育するための村落レベルでのセミナーを1万回以上開催した。モン州、シャン州東部およびカイン州では、「メコン小地域における女性と子どもの人身売買に関する国連機関共同プロジェクト（UN-IAP）」との協力により、こうしたセミナーが開催された。本年中は、政権が2つの報告書で、内務大臣を議長とする新設の「人身売買防止のための作業委員会」によって講じられた防止、帰国および訴追措置を大々的に取り上げた。このプログラムにはまだ多くの弱点はあるものの、特に防止と訴追の点で、および、程度は低いものの帰国に関しても、政権側に前進が見られた。政権の担当者は、人身売買防止とその犯人の訴追に全力を傾けつづける必要性を認識している。政権はこれらの点では積極的に動いているものの、年末時点でその実効性はまだ不透明である。政権はまた、人身売買事件に関するデータを収集し、国際NGOおよび国内NGOとの協力を拡大しているところであるとしている。しかし、政権は本年中、人身売買について、タイをはじめとする近隣諸国との協力を行っていない。

タイ、ならびに、中国、インド、バングラデシュ、台湾、パキスタン、マレーシア、シンガポール、日本および中東諸国を含むその他の国々への性的搾取、工場労働および家政婦としての使用を目的とした女性と少女の人身売買は、問題となっている。シャン人の女性と少女は北部国境から、カレン人とモン人の女性と少女は南部国境から売買されている。国内では一般的に、農村と都市の貧困集団から売春地帯（トラック輸送路、鉱業地域および軍事基地）への人身売買と、タイ、中国およびインドとの国境沿いでの人身売買の証拠が見られた。男性と少年もまた、性的搾取と労働を目的に外国へ売られた形跡があるものの、人身売買全体に対する割合は小さいと見られる。ほとんどの観測筋は、これら被害者

が年間数千人以上に上るとしているが、総数に関する信頼できる推計はない。

子どもの売春と子どものポルノを禁じる法律はあるが、その執行は不十分である。タイからの報告によれば、HIV 感染の広まりにより、「より安全」と考えられている若い売春婦への需要が高まり、その多くがビルマから連れて来られている。国内での人身売買も問題化してきているが、その規模に関し信頼できる統計はない。政権は解放された子ども売買被害者の家族の所在確認支援と、そのタイからの帰国援助を開始している。

政権は近年になって、人身売買の被害者でもある女性の出国を減らすため、女性がパスポートを取得したり、外国人と結婚したりすることを困難にしている（第1節 f.および第2節 d.を参照）。また、保護者の付き添いがない限り、25 歳未満の女性の越境を禁止する規制もある。しかし、強制あるいは勧誘によって売春に引き込まれる一般市民のほとんどは、パスポートなしでタイに入国している。

地方政府職員の間では腐敗が蔓延しているが、その中には人身売買への加担も含まれる。この問題の大きさから、売春と搾取を目的とした国際的・国内的人身売買を取り締まろうとする政権の取り組みは制約を受けている。

多くの NGO は、人身売買対策のための貧困緩和と教育のプログラムを提供している。これらプログラムの成果はさほど大きくないと見られている。

本年中、政府の人身売買への取り組みはあまり進展しなかったが、人身売買の規模と政府による活動の成果に関する基本的な情報は入手できていない。政府の広く根を張った治安統制、情報の自由な流れの制限、および、透明性の欠如のため、国内での人身売買活動の有意義なアセスメントを行うことはできない。例えば、ビルマからの人身売買が多いことについては、専門家の意見が一致しているものの、政府を含め、人身売買被害者の数を推計する能力あるいは意志を持ち合わせている組織は存在しない。